

令和8年2月3日(火)13時～  
令和7年度第2回総合教育会議向け説明資料

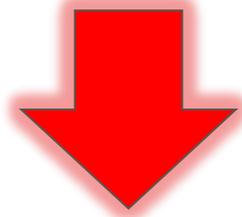
# 佐伯市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画について



佐伯市教育委員会 学校教育課

# 1. 計画策定にいたる背景

公立学校の教職員の長時間労働は、教育現場において深刻な課題



- ☑ 教職員個人の心身の健康が損なわれる
- ☑ 教育の質が低下する
- ☑ 未来の教育を担う優秀な人材確保が困難になる
- ☑ 日本の教育システムそのものの持続可能性を揺るがす事態になる

## 2. 計画策定に係る法改正

### 改正給特法第8条（令和7年6月）

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）

#### 【学校における働き方改革の一層の推進】

- 教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための  
**「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表の義務付け**
- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の**総合教育会議への報告**の義務付け
- 教育委員会における働き方改革責任部署の明確化

## 3. 本市の現状

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間53分	10.60%	1.90%
中学校	月32時間15分	30.00%	2.20%
支援センター	月14時間11分	0.46%	0.00%

### 【4月～5月時間外在校等時間45時間を超える割合(平均)】

小学校21.2%     中学校で56.1%

### 【長時間勤務の教職員の固定化】

- 教頭については、校種に関わらず時間外在校等時間が多い状況。
- 中学校では、部活動の指導や時間外の生徒指導や保護者への対応が多い状況。
- 令和5年度以降の時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小中学校・学校支援センターにおいて減少傾向。

## 4. 目 標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校時間等が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ストレスチェック受検者の割合を100%にする
- 教職員の健康診断受診率及び再検査受診率を100%にする
- 「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」(佐伯市教委独自調査)の肯定的な回答の割合を80%にする

## 5. 計画の期間

令和8年度～令和10年度(3年間)

## 6. 計画の内容

- 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- 学校における措置の推進
- 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

## 7. 業務の3分類とは

- (1) 学校以外が担うべき業務
- (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務
- (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

## 8. 「業務の3分類」ごとの取組事例

### (1) 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の見守り活動
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り
- 学校徴収金の徴収・管理

### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
- 部活動の地域展開
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的なサポート

### (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 市共有フォルダ活用による授業準備
- 自動採点技術活用による成績処理
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- 給食の時間における対応

## 9. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施
- 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間休息時間の確保
- 全学校でのストレスチェック実施。結果等を活用した職場環境の改善
- 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進
- 長期休業等の期間中に閉庁日の設定
- 11月を超過勤務削減月間とし、超過勤務削減に向けた取組の推進
- 毎年度、「教職員の働き方に関する満足度調査(佐伯教委独自)」を実施する

## 10. フォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、**佐伯市のHPで公表**する
- 毎年度、定例の教育委員会会議及び**総合教育会議**において**報告**する
- 時間外在校等時間**については、本市で導入している出退勤システムで把握し、**適正に管理**する
- 本市で導入しているストレスチェックや健康診断等の結果を把握する
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、**学校へ本計画の周知**を行う

# さいごに



## ◎教員の負担軽減

効率的な働き方により、教員のストレスが減り、心身の健康が保たれる

## ◎子どもたちの学びの質向上

教員が余裕を持てることで、より良い指導が行われる

